

三田市通讯中文版

三田市政府消息

1月

三田市公共会堂中心 〒669-1528 三田市駅前町2-1 キッピーモール6階

电话: 079-559-5023 / 传真: 079-563-8001 / E-mail: machizukuri_u@city.sanda.lg.jp

2012年7月から外国人住民に関する登録の制度が変わります。

外国人登録がなくなり、外国人も日本人と同じように住民登録されることとなります。ただし、短期滞在者は住民登録されません。

<主に変わる点>

①「外国人登録原票記載事項証明書」が『住民票』として発行されることとなります。

②「外国人登録証明書」が『在留カード』に切り替わります。

➢ 在留カードは入国管理局で交付されます。

➢ 現在持っている外国人登録証明書は在留期間等の更新手続きをするまで『在留カード』とみなされます。

➢ ただし永住者は新しい制度開始(2012年7月予定)後から3年以内に入国管理局で在留カードの交付を受けなければなりません。

③三田市外へ引っ越しする場合は三田市役所へ転出届を出さなければならなりません。転出届を出さなければ引越先で転入届を出すことができません。

<2012年7月までにしなければならないこと>

■在留資格、在留期間の更新が必要な人

⇒入国管理局と市役所へ届け出てください。

■氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住所、世帯主、世帯主との続柄を変更して市役所へ届けていない人

⇒市役所へ届け出てください

★法改正の詳細については、法務省入国管理局および総務省のホームページを見てください。

法務省

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html

総務省

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

【問合せ】市民課 ☎079-559-5045 FAX079-560-2101

おしゃべり広場

同じ地域に住む外国人同士でおしゃべりできる場所です。情報交換や友だちづくりの場として気軽に来てみてください!!



■日時:1月21日(土)15時~16時

■場所:まちづくり協働センター国際交流プラザ

■対象:日本語を母語としない人なら誰でもOKです。

■参加費:なし 【問合せ】まちづくり協働センター国際交流プラザ ☎079-559-5164 FAX079-559-5173

从2012年7月起有关外国籍居民的登录制度要有变更。



外国人登录制度将废止，外国人也和日本人一样可以办理住民登录。但是，对于短期居留者不能适用住民登录制度。

<主要变更点>

①代替「外国人登录原票记载事项证明书」将发行『住民票』。

②代替「外国人登录证明书」将发行『在留卡』。

➢ 『在留卡』在入国管理局交付。

➢ 到办完在留期间等的更新手续，以现在有的「外国人登录证明书」作为『在留卡』。

➢ 永住者在新制度(2012年7月预定)开始之后的3年以内要去入国管理局办理在留卡交付手续。

③往三田市外搬家时，先要向三田市政府提交『转出申请』。如没办完『转出申请』的手续，在新搬的地方不能做『转入申请』手续。

<到2012年7月要办的事情>

■必需办理在留资格、在留期间的更新手续的人

⇒ 请向入国管理局和市政府申报。

■有姓名、出生年月、性别、国籍・地域、地址、户主、和户主的血缘关系等的变更，还没申报到市政府的人

⇒ 请向市政府申报。

★有关法改正的详情，请参阅法务省入国管理局以及总务省的网站。

法務省

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html

总務省

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

【问讯处】市民科 ☎079-559-5045 FAX079-560-2101

聊天广场

这是住在同一地区的外国人可以随便聊天的地方。作为交换信息和做朋友的地方，欢迎各位随时前来参加!!

■日期: 1月21日(星期六)15点~16点

■地点: 三田市公共会堂中心 国际交流中心

■对象: 不作日语为母语者即可参加 ■参加费: 免费

【问讯处】三田市公共会堂中心 国际交流中心

☎079-559-5164 FAX 079-559-5173

灾害时的紧急信息避难信息等，向您的手机邮件提供及时正确的讯息。

在“兵庫防災网(Hyogo Emergency net)”上赶快登记吧。<http://bosai.net/e/> (英, 中, 韩, 葡, 越)

子ども手当 申請してください。

2011年10月から新たな子ども手当制度になっています。2011年9月まで子ども手当を受けていた人が10月以降の手当を受けるためには、新たに申請が必要です。まだの人は早く申請してください。子ども手当の書類が届いていない人やなくした人は連絡してください。また、子どもが生まれたり、三田市外から引っ越して来た人は15日以内に申請してください。

■対象：0歳～中学3年生

■支給方法：口座振込

2011年10月分～2012年1月分=2012年2月15日に振込
2012年2月分～3月分 =2012年6月15日に振込

※申請が遅くなると、支払いが遅くなります。

【問合せ】こども支援課 ☎079-559-5072

保育所・放課後児童クラブの申込

2012年4月から保育所・放課後児童クラブへ入りたい人は申し込みをしてください。

■受付：

1月6日(金)9時30分～12時、13時～17時30分

7日(土)・8日(日)9時30分～12時

■申込場所：市役所 西3号庁舎 3階 大会議室

■申込出来る人：

[保育所] 小学校入学前の児童で、一緒に住んでいる家族が次の条件に該当する場合①一緒に住んでいる家族がみんな働いている ②親が病気や障害、出産の前後である場合、長期にわたり一緒に住んでいる家族を常時介護している場合 ③一緒に住んでいる家族のいずれもが保育できないと認められる場合

※原則、書類審査です。たくさんの申込があった場合は、入ることが出来ないことがあります。

※産休・育児休業明け、転入などで年度途中に入所を希望する場合も、この期間に申し込みできます。

[放課後児童クラブ]

2012年4月現在、小学校1～3年生(障害者手帳等の交付を受けている場合は4年生まで)、親等が就労、疾病、その他の理由により、放課後家庭で適切な保育を受けられないため、児童クラブへ週4日以上通うことが必要な児童

■申込方法：事前に申請書類をこども支援課(保育所の申込書)またはこども政策課(放課後児童クラブの申込書)で受け取り、その書類を書いた上で申込場所へ持って来てください。

【問合せ】《保育所に関すること》

こども支援課 TEL079-559-5073 FAX079-562-1294

《放課後児童クラブに関すること》

こども政策課 TEL079-559-5079 FAX079-562-1294

請办理儿童津贴申请。

从2011年10月已实施新儿童津贴制度。到2011年9月已领取儿童津贴并从10月以后也要继续领取的人，需要重新办理申请。未办申请的人务请尽早办理。如果有关儿童津贴的资料还没收到或者丢失的人请联络。另外，生孩子或搬家到三田市的人，请在15日以内申请。

■対象：0岁～初中3年级

■支付方法：存入户口

2011年10月分～2012年1月分=在2012年2月15日存入
2012年2月分～3月分 =在2012年6月15日存入
※如果申请晚点儿，支付时期也会有延迟。

【问讯处】儿童支援科

☎079-559-5072 FAX079-562-1294



保育所、放学后的儿童俱乐部的申请

从2012年4月想入保育所或放学后的儿童俱乐部的人，请办理申请手续。

■受理：

1月6日(星期五)9点30分～12点

13点～17点30分

7日(星期六)・8日(星期日)9点30分～12点

■申请场所：市政府 西3号官厅 3楼 大会议室

■可以申请的人：

[保育所]

上小学之前的儿童，并一起居住的家人符合下列条件的时候

① 一起居住的家人都有工作。

② 父母生病、有障碍、分娩前后、或在长期间需要看护一起居住的家人的时候

③ 一起居住的家人都被认定不能保育的时候

※原则书面审查。如果申请数太多，会发生不能入所的情况。

※因结束产假和育儿假、转入等的理由在年度中途希望入所时也在此期间可以申请。

[放学后的儿童俱乐部]

2012年4月时，小学1年级～3年级(有障碍者手册等的儿童：小学1年级～4年级)

因家长的工作、疾病、其他的理由，放学后在家里不能接受适应的保育，必需在1周4次以上利用儿童俱乐部的儿童

■申请方法

事先在儿童支援科(保育所的申请书)或儿童政策科(放学后的儿童俱乐部的申请书)领取申请资料，填上必要事项后，请提交到申请场所。

【问讯处】《有关保育所的问候处》

儿童支援科 ☎079-559-5073 FAX079-562-1294

《有关放学后的儿童俱乐部的问候处》

儿童政策科 ☎079-559-5079 FAX079-562-1294



シニア世代と交流してみませんか？

三田市立高齢者大学で、学生(60歳以上)との交流に参加してくれる外国人を募集します。

- 日時:2月15日(水)13時30分~15時
- 場所:まちづくり協働センター 多目的ホール
- 募集:7人
- *日本語でコミュニケーションができる人
- *自国のことを話していただける人
- *国籍・男女・年齢を問いません。

■内容:出身国の文化や日本での生活等の身近なテーマについて、グループ毎(10人程度)での話し合い。

- 謝礼:3,500円(税金・交通費込み)
- 申込み:1月20日(金)までに中央公民館まで。

【問合せ】中央公民館 ☎(079)563-2991 (平日9:00~17:30) FAX(079)563-2992

所得税について

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間にもらった所得の金額にかかる税金です。

確定申告とは??

お店をやっている人等は1年間の所得の金額から支払うべき税金を計算し、次の年の2月16日から3月15日までの間に税務署に申告をして納めます。これを「確定申告」といいます。

収入が会社からの給与だけで、年末調整を受けた人は、確定申告をしなくてもよいです。

年末調整を受けていない人や2つ以上の会社から給与をもらっている人等は、確定申告をすると税金が返って来る場合があります。それ以外の場合でも、気になることがあれば問い合わせてください。

年末調整とは??

会社員は給与をもらう時に所得税が給与から差し引かれます。これを「源泉徴収」といいます。毎月源泉徴収された所得税の合計の金額と、1年間の給与の合計から計算した年税額との差額は精算されます。これを「年末調整」といいます。

三田でも確定申告の手続きができる日があります。

- 期間:2月6日(月)~17日(金)10時~16時
- [税理士による指導]
- 2月20日(月)~28日(火)10時~11時30分
- 13時~15時30分

■場所:三田市商工会館5階
【問合せ】兵庫税務署 TEL 078-576-5131

让我们与年长世代进行交流吧?

三田市立高齢者大学招募愿意与学生(60岁以上)进行交流的外国人。

- 日期:2月15日(星期三)13点30分~15点
- 地点:三田市公共会堂中心 多目的广场
- 招募:7个人
- *可以用日语进行交流的人
- *愿意和大家讲述自己家乡的人
- *不分国籍·男女·年龄。

■内容:针对自己家乡的文化和在日本的生活等等的切身相关主题,进行分组(10人左右)谈话。

- 酬谢金:3,500日元(包括税金·交通费)
- 报名:1月20日(星期五)前与中央公民馆报名。

【问讯处】中央公民馆 ☎079-563-2991 (平日9:00~17:30) FAX 079-563-2992



关于所得税

所得税是对每年从1月1日到12月31日的一年所得征收的税金。

「确定申告(所得税等最后申报)」是什么??

自己开店等的人按照一年的所得计算该缴纳的税金之后、下年的2月16日到3月15日向税务署申报并缴纳税金。这就叫「确定申告」。

如果收入只有公司薪水并办完年末调整的人、不必做确定申告。

未办年末调整或领取两家以上公司薪水等人、做确定申告之后有可能领取退还税金。除此之外如果有什么问题请随时问讯。

「年末调整」是什么??

一般公司职员领取工资之前被扣除所得税。这就叫「源泉征收」。每个月源泉征收的所得税合计金额与按照一年工资的合计金额计算的年税额的差额将被退还。这就叫「年末调整」。

您可以在三田市内办「确定申告」

- 期间:2月6日(星期一)~17日(星期五) 10点~16点
- [税理士指导]
- 2月20日(星期一)~28日(星期二)10点~11点30分
- 13点~15点30分

■地点:三田市工商会馆5楼
【问讯处】兵庫税務署 ☎ 078-576-5131

予防が大切！ インフルエンザ

毎年冬から春はインフルエンザシーズンです。自分でできる予防を忘れずにしましょう。

《予防のポイント》

① 流行前のワクチン接種

インフルエンザワクチンは、かかった場合の重症化防止に有効と報告されています。接種後、ワクチンの効果が現れるまでに2週間程度かかると言われていますので、早めの接種をお勧めします。なお、65歳以上の人は、市内の指定医療機関であれば1,000円で接種できます。

② 外出後の手洗い等

手洗いはインフルエンザに限らず感染予防の基本です。外出から戻ったらうがい・手洗いをしましょう。

③ 適度な湿度の保持

空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。特に乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、適切な湿度(50~60%)を保つことも効果的です。

④ 十分な休養とバランスのとれた栄養摂取

体の抵抗力を高めるために十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を日ごろから心がけましょう。

⑤ 人混みや繁華街への外出を控える

インフルエンザが流行してきたら、特に高齢者や基礎疾患のある人、疲れ気味、睡眠不足の人は、人混みへの外出を控えましょう。やむを得ず外出をして人混みに入る可能性がある場合には、不織布製マスクを着用することはひとつの防御策と考えられます。インフルエンザの詳細情報は、厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kan-senshou01/index.html>

【問合せ】健康増進課 ☎079-559-5701

石油ストーブからの火災に注意！

① ストーブの周りに燃えやすいものや、スプレー缶を置かないようにしましょう！洗濯物、カーテン、雑誌、布団等が石油ストーブと接触し、火災になることがあります。スプレー缶は温度が高くなると、中が高圧になり爆発することがあります。

② 誤った燃料を給油することや、火を点けたままの給油はしてはいけません！誤給油による油漏れや、給油中の油漏れで火災が発生することがあります。ガソリンは蒸気圧が高いため、灯油ストーブにガソリンを給油するとタンクからこぼれることがあります。

③ 定期的なメンテナンスをしてください！ススやホコリによる目詰まり、芯の不揃い、燃焼筒の据付不良により炎が異常に上がり火災になることがあります。【問合せ】三田市消防本部

☎079-564-0119 FAX 079-563-4949

予防最重要的流感



毎年冬天到春天是流感的流行季节。

别忘了自己可以做到的预防工作。

《预防重点》

① 流行前的疫苗接种

根据报告流感疫苗对于感染时能有效防止病情严重化。但是据说接种后，需要2个星期左右的时间，疫苗才会有效果，因此建议大家早期接种。另外，65岁以上的人，只要在市内的指定医疗机关，便可以以1,000日元接种。

② 外出回家后洗手等等

洗手不仅仅可预防流感，也是预防疾病感染的基本。外出回家后应立即洗手、漱口。

③ 保持适当的湿度

在空气干燥时，喉咙粘膜的防御功能易下降，非常容易感染流感。特别是在容易干燥的室内使用加湿器等，来保持适当的湿度(50~60%)也是非常有效的方法。

④ 充分的休息和营养均衡的饮食

为增强身体的抵抗能力，在日常生活中应注意保持充分的休息和摄取营养均衡的饮食。

⑤ 应尽量避免到拥挤的公共场所

在流感开始流行时，特别是老年人或是患有慢性疾病的人，疲劳、睡眠不足的人，应尽量避免到拥挤的公共场所。不得已需要外出，并有可能到拥挤的场所时，戴上无纺布制口罩也被认为是一个很好的防御方法。

流感的详细讯息，请参阅厚生劳动省网站

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kan-senshou01/index.html>

【问讯处】健康増進科 ☎079-559-5701

要留意石油炉子引起的火灾！

① 炉子的周围应避免放置易燃物品、或是喷雾罐！晒洗衣物、窗帘、杂志、棉被等如果碰到了炉子，有可能引起火灾。喷雾罐的温度如果升高，容器内的压力变高，有可能引起爆炸。

② 切勿加错燃料、或是未灭火便直接加油！加错燃料而引起的漏油、或是加油时油不慎外漏都有可能造成火灾。汽油的蒸气压高，如果给煤油炉子内加入汽油，有可能溢出罐外。

③ 请进行定期保养！

因煤灰或是灰尘而造成的堵塞、火捻子不均一、或是因为燃烧筒安装不良而导致火焰异常升高，都有可能引起火灾。【问讯处】三田市消防本部

☎079-564-0119 FAX 079-563-4949